



# 沙弥島ナカンド浜等における バーベキュー・花火等の禁止について

1 趣 旨 本市の沙弥島ナカンド浜，オソゴエの浜および遊歩道（以下「沙弥島ナカンド浜等」という。）は，県下でも有数の史跡，景勝地である他，瀬戸内国際芸術祭の舞台となる等，歴史，文化，芸術全ての面において価値ある地域として，市内外より多くの人々が訪れている。

その一方，ここ数年のアウトドアブーム等の影響もあって利用者の増加とともに不法投棄や器物の破損，利用者間のトラブルが頻発しており，市として適切な対応がとれない状況となっている。

沙弥島ナカンド浜等を今後とも末永く市民に愛され，安全かつ安心して利用できるような場とするため，平成28年6月定例会において「坂出市沙弥島ナカンド浜等を守る条例」が可決された。

2 施行日 平成 29 年 4 月 1 日～

3 場 所 沙弥島ナカンド浜・オソゴエの浜等

4 概 要 沙弥島ナカンド浜等でのバーベキュー・花火・たき火等火気の使用が禁止となり，協議会・集会・レクリエーション等の催しのために，ナカンド浜等の全部，一部を独占して使用する場合は許可を必要とする。

## 【担当課】

坂出市教育委員会文化振興課 文化財係

担当者 宮川・三好

TEL 0877-44-5036 （内線 561 ）

FAX 0877-46-7140

